

事業ごみの分け方と出し方(代表例)

廃棄物処理法では、事業ごみは「一般廃棄物」と20種類の「産業廃棄物」に区分されています。このガイドブックでは、法律の区分をよりわかりやすく表現するため、**リサイクル可能な資源ごみ(資源)**、**事業系一般廃棄物(一廃)**、**産業廃棄物(産廃)**に区分しました。

このページの区分に従って、
①しっかり分別しましょう。②分別した種類ごとに、処理業者に申し込みましょう。

区分	種類	収集・運搬、問い合わせ先
リサイクル可能な資源ごみ(資源)	古紙 5ページへ ・新聞(折込チラシを含む) ・雑誌(週刊誌、漫画本、単行本、カタログなど) ・段ボール ・OA紙(コピー用紙)	●事業系古紙回収協力店 6ページへ
	家電4品目 7~8ページへ ・ブラウン管・液晶・プラズマ・有機ELテレビ ・冷蔵庫、冷凍庫 ・エアコン ・洗濯機、衣類乾燥機	●指定引取場所 7ページへ ●家電回収協力店 9ページへ
	びん、缶、ペットボトル 10ページへ ・空きびん ・空き缶 ・ペットボトル	●民間再生事業者 10ページへ

区分	種類	収集・運搬、問い合わせ先
事業系一般廃棄物(一廃)	生ごみ 11~12ページへ ・食品の食べ残し ・食品の売れ残り ・調理くず	●札幌市環境事業公社 11ページへ ●伐採物・抜根等限定収集運搬業許可業者 13ページへ
	紙くず 11~12ページへ ・ティッシュ箱 ・使用済みのティッシュペーパー ・紙コップ ・菓子箱 ・写真・紙おむつ(使用済) ・封筒(窓付き) ・紙製ファイル	
	木製品 11~12ページへ ・木製の机、書庫 ・木製のテーブル、椅子 ・板類 ・木箱	
	枝、葉、草 13ページへ ・街路樹や庭木の枝打ちにより発生した木・枝・幹・根 ・間伐材・流木 ・落ち葉・雑草	

区分 種類

産業廃棄物(産廃)※

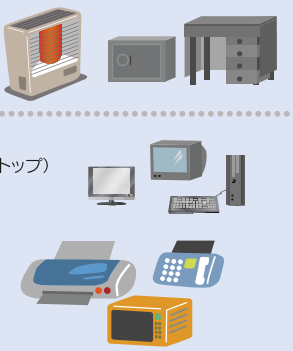
プラスチック、化学繊維製品

- 15ページへ
- ・発泡スチロール
 - ・塗料かす
 - ・レインコート
 - ・ビニール包装、緩衝材
 - ・スタイロ畳
 - ・ジャージ



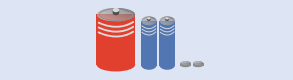
電気製品、金属類

- 15ページへ
- 金属類
 - ・ストーブ
 - ・金庫
 - ・スチール机
 - パソコン類
 - ・パソコン本体(デスクトップ)
 - ・パソコンディスプレイ(液晶、CRT)
 - 電気製品
 - ・プリンター
 - ・FAX
 - ・電子レンジ



電池類

- 16ページへ
- ・乾電池
 - ・充電電池



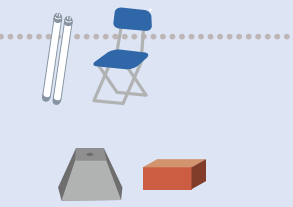
廃油、廃液、薬品類

- 17ページへ
- ・食用油
 - ・薬品類
 - ・ガソリン
 - ・塗料(液体)



複合製品、その他

- 18ページへ
- 複合製品
 - ・蛍光灯
 - ・パイプいす
 - その他
 - ・コンクリートブロック
 - ・レンガ



注意!

産業廃棄物の処理を委託する場合は、**書面での契約とマニフェストの交付が義務付けられています。**

委託契約について
19~20ページへ

マニフェストについて
21~22ページへ

収集・運搬、問い合わせ先

●小口産廃 収集対応業者
23~24ページへ

※このガイドブックでは、オフィス、店舗向けに産業廃棄物の種類を簡潔に表しています。建設業や製造業などの方は、「**産業廃棄物ガイド**」にて詳細をご確認ください。

18ページへ

ここで質問!

Q 資源ごみ、一般廃棄物、産業廃棄物を全部まとめて運搬してくれる業者はないの?

ありません

それぞれの種類ごとに、業者に委託してください。分別が不十分な場合、運搬を断られる場合があります。また、適切な許可を持たない業者に依頼した場合、処罰の対象となりますのでご注意ください。

SAPPORO